

構造改革特区に向けた規制特例措置提案に対する各府省庁の最終検討結果【第24次提案:H25.11.14 国へ提案分】

分類	内容	第1回 (12.25)	第2回 (2.17)	最終 (5.19)	
A	構造改革特区として対応				
B-1	全国的に対応(平成25年度中に対応)				
B-2	全国的に対応(平成26年度中に対応)			1	(8.3%)
C	構造改革特区として対応不可	6	6	4	(33.3%)
D	現行規定により対応可能	3	3	3	(25.0%)
E	事実誤認				
F	提案の実現に向けて対応を検討	4	4	4	(33.3%)
	計	13	13	12	

(注)1つの案件に複数の回答(区分)が割り当てられている場合があるため合計値は一致しない。

【参考】全国の状況

分類	内容	最終 (5.19)	
A	構造改革特区として対応		
B-1	全国的に対応(平成25年度中に対応)		
B-2	全国的に対応(平成26年度中に対応)	2	(1.7%)
C	構造改革特区として対応不可	75	(65.2%)
D	現行規定により対応可能	23	(20.0%)
E	事実誤認	8	(7.0%)
F	提案の実現に向けて対応を検討	7	(6.1%)
	計	115	

No.	要望事項名 (担当課)	求める措置の具体的内容 (根拠法令)	第1回 (12.25)	第2回 (2.17)	最終 (5.19)	各府省庁からの最終回答
1.	自家用有償旅客輸送(過疎地有償運送)の実施主体要件の緩和 (交通政策課)	自家用有償旅客輸送の実施主体について、現行規制においては、認可地縁団体、農業協同組合、商工会議所及びNPO法人等に限定されている。宿泊施設等を経営する法人が、当該施設の利用者を対象として実施する送迎サービスに用いるバス車両等(以下「送迎バス」という。)を活用して、交通空白地域において地域住民を有償輸送する行為を、道路運送法第78条第2号による自家用有償旅客輸送(過疎地有償運送)の対象とされたい。(道路運送法)	F	F	F	【国土交通省】F:提案の実現に向けて対応を検討  実施主体の弾力化については、「自家用有償旅客輸送の事務・権限の地方公共団体への移譲等のあり方に関する検討会」において、ご指摘の趣旨を事務局より紹介し、議論した。これらの議論を踏まえた検討会の最終結論に基づき、平成26年度中に必要な措置を講ずる予定である。
2.	医療機器製造販売業における品質保証責任者の資格要件の緩和 (薬事管理課)	医療機器製造販売業の許可要件である品質保証責任者の資格要件について、最もリスクの低い「クラスⅠ」の医療機器のみを扱う第3種製造販売業においては、厚生労働省令に定める従事経験に関する項目を緩和もしくは撤廃する。(医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器の品質管理の基準に関する省令)	C	C	C	【厚生労働省】C:構造改革特区として対応不可  前回の回答のとおり、製品性能の確認を目的とした製造販売承認制度と、製品の品質確保体制の確認を目的としたGQP制度では、制度の目的が異なります。医療機器の品質保証責任者にかかる要件は、品質管理業務を適切に実施するために必要な経験を規定したものであり、その点については、第1回の回答のとおり、第1種製造販売業と第3種製造販売業で異なることはないため、その要件を緩和することは難しいと考えています。
3.	特定外来生物(植物)の保管・運搬規制の適用除外 (自然保護課)	外来生物法(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律)第4条で、規制されている特定外来生物の一時保管・運搬について、対象植物をビニール袋に入れて種等の拡散防止対策をしている場合は、同法第18条で定める確認、認定を受けなくても一時保管・運搬を可能とする。(外来生物法)	D・F	D・F	D・F	【環境省】D:現行規定により対応可能 F:提案の実現に向けて対応を検討  ボランティア等による防除が推進されるよう、前回回答でお示した現行規定の運用改善について鋭意検討を進めたい。
4.	海外技術導入についての安全保障貿易管理制度の手続き簡略化と迅速化 (ものづくり振興課)	試作サンプル等を海外輸出する際には、国際連携による研究開発がスムーズに行われるよう、安全保障貿易管理制度の手続きを簡略化・迅速化する。(安全保障貿易管理制度)	-	-	-	
5.	研究目的排水の廃棄物処理法に係る業の許可が不要となる条件の明文化 (ものづくり振興課)	様々な排水等を実証試験プラントを保有する大学に搬入し、排水等の処理の実証試験が円滑に実施できるよう、大規模な実証試験については廃棄物処理法に係る業の許可不要について明文化してほしい。 〔規制改革・民間開放推進3か年計画〕(平成17年3月25日閣議決定)において平成17年度中に講ずることとされた措置(廃棄物処理法の適用関係)について(通知)	D	D	D	【環境省】D:現行規定により対応可能  取り扱う産業廃棄物の量が当該試験研究にとって必要最小限の量であるか否かの判断は、各試験研究の内容や目的等によってそれぞれ異なるものであることから、一律に基準を示すことは適当ではない。試験研究であることをもって、通常必要とされる廃棄物処理法における廃棄物処理業及び廃棄物処理施設の設置許可を不要とする以上、廃棄物処理法における許可及び指導監督権限を有する都道府県知事等により、個別の試験研究ごとに、当該試験研究の目的や計画等に照らしてその廃棄物の量や試験期間の妥当性を判断する必要がある。 なお、都道府県知事等が、当該試験研究が試験研究と銘打った廃棄物の処理ではないということを試験研究計画に基づいて判断すれば、当該試験研究については産業廃棄物処理業及び産業廃棄物施設設置の許可を要しないこととなるため、御提案の事案における手続きの迅速化については、長野県内において廃棄物部局と調整いただくことが必要と考える。
6.	研究目的化学物質の化審法手続きの簡略化と審査迅速化 (ものづくり振興課)	研究開発において、様々な化学物質を企業間や企業・大学間で流通させる場面が多々生じることが想定されるため、化審法の手続きの簡略化、迅速化の措置を講ずる。(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)	-	-	-	

No.	要望事項名 (担当課)	求める措置の具体的内容 (根拠法令)	第1回 (12.25)	第2回 (2.17)	最終 (5.19)	各府省庁からの最終回答
7	火薬類を用いて製造される製品(火工品)の無許可製造に係る適用範囲の拡大 (ものづくり振興課)	少量の火薬類を用いて製造され、安全性が確保された製品については、火工品の無許可製造に係る適用範囲の拡大を要望する。 (火薬類取締法)	C	C	C	【経済産業省】C:構造改革特区として対応不可  少量の火薬類を取り扱う際の当省の懸念は先の回答の通りである。なお、法施行規則第3条第1号で規定する理化学上の実験において無許可で取り扱うことができる火薬等の量は、一概に火薬等の安全な量を示すものではない。 法第4条の理化学上の実験とは、学校や研究所、工場などにおいて物理学上あるいは化学上の研究目的のために行う実験を指し、火薬類に関して十分な知識や経験を有する教職員や研究者等の指導のもとに行われる製造の実験を「理化学上の実験」として、法施行規則第3条第1号により1回の実験において無許可で扱える火薬等の量の上限を定めています。 火薬類の製造を繰り返し「業」として行う場合については、火薬類の累計量が増加するのは勿論のこと、継続的に火薬類が加工される状態にあることや、関係業者も継続的に火薬類に近接していること等から、扱う火薬類とその停滞量に応じて、関係人員の数や所外物件との距離等に一定の制限を課し、係る安全を確保しているところ。 ご提案にある作業は、理化学上の実験ではなく、定常的な製造行為であり製造業にあたるため、ご提案は受け入れられません。
8	職業能力開発短期大学校からの大学への編入学 (人材育成課)	学校教育法第124条に規定される「他の法律に特別の規定があるもの」の特例として、職業能力開発短期大学校から大学への編入を可能にする。 (学校教育法)	F	F	F	【文部科学省】F:提案の実現に向けて対応を検討  職業能力開発短期大学校等の大学以外の教育施設等における学修について、大学において単位として認定することは、中央教育審議会大学分科会大学教育部会において了承されたところであり、平成26年度早期に告示改正を行う予定。 大学への編入学については、職業能力開発短期大学校の単位認定の状況を踏まえる必要があると考えており、関係省庁と連携しつつ引き続き検討を行う(平成26年度早期に上記告示改正を行った場合、単位認定に1年、活用状況の検討に半年程度を要するため、27年度半ばまでに検討する。)
9	通訳案内士以外の有償ガイドに係る規制の緩和 (山岳高原観光課)	特定地域の自然、文化など専門性の高い分野や体験型のアクティビティーについて、通訳案内士以外の有償ガイドにより通訳案内が可能となるよう、規制を緩和して頂きたい。 (通訳案内士法)	C	C	F	【国土交通省】F:提案の実現に向けて対応を検討  通訳案内士は、外国人観光旅客に対する接遇の向上を図り、国際観光の振興に寄与することを目的とし、創設された資格である。したがって、通訳ガイドに求められる資質がすべて備わっていることをもって、初めて特例的に通訳ガイドとして認められることにつながる。他の語学検定試験の合格確認等によって、語学能力、専門分野等のそれぞれの能力の有無を確認することは、一定程度資質の担保に寄与するものと考えられる。 しかしながら、特例ガイドを養成するための研修等の手法全体に渡って、地方公共団体の責任で質を担保することが前提であり、そのための仕組みを検討することが必要である。 その検討結果等を踏まえ、通訳案内士法の特例を設けることなどについて具体的な検討を進める。
10-1	狩猟の要件緩和(狩猟期間の延長) (鳥獣対策・ジビエ振興室)	狩猟鳥獣のうち都道府県知事が定めた鳥獣について、わな等を用いた狩猟について、狩猟期間を通年とする。 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	C	C	C	【環境省】C:構造改革特区として対応不可  現行制度においては、安全確保や狩猟鳥獣の保護のために狩猟期間を定めており、その通年設定を認めていないが、狩猟期間に関わらず、農林水産業等への被害防止や特定鳥獣の数の調整に係る鳥獣の捕獲等については、鳥獣保護法第9条に規定する許可を得て行うことができる。また、許可の期間についても通年とする等、必要に応じて長期間に設定することができる。さらに、被害への迅速な対応のため、実際に被害が生じていなくても、被害が生じるおそれがある場合は、許可による捕獲等(予察捕獲)が可能となっている。御提案の内容は、効率的かつ安全に捕獲を推進するため、特定の地域・猟法に限って通年で捕獲を実施しようとするものと理解したが、このような捕獲は、上述の許可捕獲で対応可能である。なお、都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画により、その対象鳥獣に限って、狩猟期間を10月15日～4月15日の範囲で延長することが可能である。貴県においては、特定鳥獣保護管理計画によりニホンジカ及びイノシシの狩猟期間を11月15日～3月15日に延長されているが、更に2ヶ月間(前後1ヶ月間)の延長が可能である。必要に応じて、更なる狩猟期間の延長もご検討いただきたい。
10-2	狩猟の要件緩和(狩猟免許取得年齢の引き下げ) (鳥獣対策・ジビエ振興室)	網及びわなの免許を受けることが出来る年齢を18歳以上とする。 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	C・F	C・F	B-2	【環境省】B-2:全国的に対応(平成26年度中に対応)  網猟免許及びわな猟免許の取得可能年齢を18歳に引き下げることを含む鳥獣保護法の一部改正法案について、平成26年3月11日に閣議決定し、第186回国会に提出したところ。 なお、本法案が今通常国会で可決・成立すれば、公布の日から起算して1年以内に施行されることとなる。
11	県管理ダムにおいて新規に小水力発電を行う場合の要件の緩和 (河川課)	①発電目的を有しないダムで新たに発電を行う場合に、必要となるダム全体計画の変更に係る事務を簡素化(認可から届出に変更、必要書類の軽減)する。 ②発電事業者に対し特定多目的ダム法に準じた負担費用(『ダム建設費』、『ダム維持管理費』)を求めず、各事業者間の協議により費用を減額できるようにする。 (河川法)	D	D	D	【国土交通省】D:現行規定により対応可能  これまでの回答のとおり、河川法第66条に基づき、費用負担については河川管理者と他の工作物の管理者との間で協議して決定することが可能です。 同条は費用負担の割合を規定しているものではなく、費用負担の設定手続きとして「事業者間で協議して定めること」を規定しているものであることから、各者の負担割合の適否について判断する立場にございませんが、ご質問の「関係事業者間の協議の結果、仮にダム建設費分の負担費用が0円となった場合」が、同条に基づき協議が行われ、関係者間で疑義が生じないよう協議し決定されたものであれば差し支えないと考えます。
12	都市公園における占用物件の拡充 (都市・まちづくり課)	都市公園において ①公園管理者の裁量で公園施設以外の施設(社会福祉施設等)の占用を認められるようにする。 ②公園管理者自らが公園施設以外の施設(社会福祉施設等)を設置できるようにし、かつ、公園施設以外の施設についても補助の対象とする。 (都市公園法)	C	C	C	【国土交通省】C:構造改革特区として対応不可  前回の回答のとおり、社会福祉施設等の占用を認めること及び公園管理者自らが社会福祉施設等を設置することはできないが、現行法上、都市公園を廃止することにより現在都市公園である敷地に社会福祉施設等を設置することは可能。 なお、占用物件は極めて公益性の強いもの、都市公園の効用を著しく阻害することのないもの等に限定して、都市公園法上、必要最低限の範囲内で認められるものであり、児童館、保育所、介護老人福祉施設等を新たに占用物件として追加することはできない。